

医師の働き方改革 ～時間外労働について～

労働人口が少なくなる社会では、24時間戦うような働き方ではなく、女性や高齢者も働きやすい環境を整え、労働力を最大限に活かすことが必要とされています。そのため「働き方改革」としていろいろな取り組みが行われています。その一つとして長時間労働の是正、すなわち時間外労働の制限があります。

改正された労働基準法が2019年4月から施行され、時間外労働にこれまでの行政指導による制限ではなく法律による上限規制が導入されました。ピンと来ないことではありますが、約70年ぶりの大きな改革とのこと。原則として時間外労働は月45時間、年360時間を上限とされました。ただし、一部の事業や業務では5年間の猶予期間、例外的な取り扱いが認められています。

病院に勤務する医師も他の医療従事者と同様に「労働者」として規定されますので、労働基準法が適応されます。しかし、令和元年の調査では全国の勤務医のうち、年間の時間外労働が960時間を越える方が40%、1860時間を越える方が約10%ほどいることがわかりました。上記の上限を守るとすると労働時間の計算上は、医師数が約2万人不足することになるようです。すぐに是正することは困難ですから、やむを得ず猶予期間を設け例外的な時間外労働の上限を設けています。その猶予期間に、時間外労働時間を減じる手立てを進めていくよう求められ、2024年度からは年間の時間外労働の上限を960時間となる予定です。それでもすべての勤務医をその基準内に収めるのは困難と考えられ、さらに例外的措置を設けています。一定の基準を満たす医療機関では年間の時間外労働を1860時間以内とすることになっています。そして2035年度末を目標に全て960時間以内とすることを目指しています。ただ、年間960時間としてもいわゆる「過労死ライン」をこえる時間数ですので、これらの制限に不十分との批判的な意見もありますが、現実的な対応を考えればやむを得ないことなのでしょう。

健康を管理すべき医療従事者が「不健康な」勤務環境に置かれる矛盾を是正する必要があります。当院でも働き方改革の取り組みをすでに始めていますが、まだまだ手探り状態です。少しでも勤務環境を改善し、法令を遵守するようにこれからも取り組んでいきたいと考えています。

【院長補佐 高橋 満弘】

